

## 料金未納提起通告書

事件番号

平成19年(ト)第4号1469

前略御急ぎ申し上げます。

この度、貴殿が以前、通信販売会社から発注された商品代金の清算を未だにされて無い為、通販会社から支払督促の申立ての法的手続きの依頼があり貴殿を東京地裁に訴訟提起しました、代理人弁護士の花形信と申します。

後日、貴殿に東京簡易裁判所から口答弁論呼出状が送付され二週間後に被告人として出廷となります。

なお、通常は発注された商品代金は速やかに清算すべきとは貴殿も十分御察しだと存じますが清算されて無い貴殿の行為は、消費者取引法に違反されてるので、刑事訴追及び強制執行(財産の差押さえ、御利用の金融機関全停止)等の刑事・行政処分の手続きも告発中ですので、本状到達後に、貴殿からの誠意ある御回答によりましては、早期解決も考えております。

また、和解内容などの詳しい内容のお問い合わせは花形司法法律事務所までご連絡ください。

裁判執行予定日 平成19年 11月 19日

花形司法法律事務所

代表弁護士 花形 信

〒160-0022

東京都新宿区新宿3-16-4-3F

TEL 03-5333-

FAX 03-5330-

(株)メンズエッセンス

代表取締役 石坂 太郎

〒151-0064

東京都渋谷区上原2-7-2

スカイビル6F

TEL 03-3367-

FAX 03-3363-

受付時間 平日9~19時、土日 定休